
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
運営業務委託契約書（案）

令和6年10月11日

呉市

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 運営業務委託仮契約書

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業　運営業務 |
| 2 | 履　行　場　所 | 広島県呉市広多賀谷３丁目８番６号 |
| 3 | 履　行　期　間 | 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から
令和３２年３月３１日まで
（運営期間）令和１２年４月１日から令和３２年３月３１日まで |
| 4 | 契　約　金　額 | 金〔　　　　　　　　　　　〕円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金〔　　　　　　　　　　　〕円
（内訳は別紙内訳書のとおり。）

ただし、別紙運営業務委託契約約款（以下「 本約款 」という。）に基づき金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 |
| 5 | 契　約　保　証　金 | 本約款第４条に定めるとおりとする。 |

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業（以下「**本事業**」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書（以下「**基本契約**」という。）第8条第2項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、呉市契約規則（昭和39年9月29日規則第50号）及び本約款の定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約（以下「**本運営業務委託契約**」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本運營業務委託契約は仮契約であって、建設工事請負契約の締結について呉市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について、呉市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

本運營業務委託契約の証として、本書の原本[]通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 広島県呉市中央4-1-6
呉市長 新原 芳明 印

(受注者) [所在地]
[会社名]
[代表者名] 印

別紙内訳書

1. 焼却施設

(単位：円、税抜)

年度	運営業務委託料 A			運営業務委託料 B			合計 (A + B)
	固定費	補修費	合計	変動費	運搬費	合計	
令和 1 2 年度							
令和 1 3 年度							
令和 1 4 年度							
令和 1 5 年度							
令和 1 6 年度							
令和 1 7 年度							
令和 1 8 年度							
令和 1 9 年度							
令和 2 0 年度							
令和 2 1 年度							
令和 2 2 年度							
令和 2 3 年度							
令和 2 4 年度							
令和 2 5 年度							
令和 2 6 年度							
令和 2 7 年度							
令和 2 8 年度							
令和 2 9 年度							
令和 3 0 年度							
令和 3 1 年度							
合 計							

※ 1 固定費及び変動費は、本運営業務委託契約締結日における額であり、履行期間中、添付約款に従い、変更される。

※ 2 変動費は、計画処理量及び提案単価（本運営業務委託契約締結日における額_____円/ t）から算出しており、実際の支払いは、添付約款による。

2. 粗大ごみ処理施設

(単位：円、税抜)

年度	運営業務委託料C			運営業務委託料D	合計 (C + D)
	固定費	補修費	合計	変動費	
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度					
令和15年度					
令和16年度					
令和17年度					
令和18年度					
令和19年度					
令和20年度					
令和21年度					
令和22年度					
令和23年度					
令和24年度					
令和25年度					
令和26年度					
令和27年度					
令和28年度					
令和29年度					
令和30年度					
令和31年度					
合 計					

※1 固定費及び変動費は、本運営業務委託契約締結日における額であり、履行期間中、添付約款に従い、変更される。

※2 変動費は、計画処理量及び提案単価（本運営業務委託契約締結日における額_____円/t）から算出しており、実際の支払いは、添付約款による。

3. 合計

(単位：円、税抜)

年度	運営業務委託料A + C			運営業務委託料B + D			合計 (A + B + C + D)
	固定費	補修費	合計	変動費	運搬費	合計	
令和12年度							
令和13年度							
令和14年度							
令和15年度							
令和16年度							
令和17年度							
令和18年度							
令和19年度							
令和20年度							
令和21年度							
令和22年度							
令和23年度							
令和24年度							
令和25年度							
令和26年度							
令和27年度							
令和28年度							
令和29年度							
令和30年度							
令和31年度							
合 計							

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(目的)	2
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第4条	(契約の保証)	2
第5条	(業務遂行)	2
第6条	(期間)	3
第7条	(権利・義務の譲渡の禁止)	4
第8条	(特許権等の使用)	4
第9条	(知的財産権)	4
第10条	(一括再委任等の禁止)	4
第11条	(受注者に対する措置要求)	5
第12条	(運営体制の整備)	5
第13条	(緊急時の組織体制の整備等)	5
第14条	(本業務の範囲)	6
第15条	(指定公金事務取扱業務及び指定納付受託業務)	6
第16条	(業務範囲の変更)	6
第17条	(本運営業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)	6
第18条	(試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等)	7
第19条	(車両・重機等)	7
第20条	(住民対応)	7
第21条	(災害発生時などの協力)	7
第22条	(資源物等及び余熱に係る取扱い)	7
第23条	(搬入不適物に係る取扱い)	8
第24条	(業務の基準等)	8
第25条	(運営マニュアル及び運営業務計画書等の作成)	8
第26条	(業務報告書)	9
第27条	(発注者による業務遂行状況のモニタリング)	9
第28条	(本施設に係る計測)	9
第29条	(要監視基準値の未達成)	10
第30条	(停止基準値の未達成)	10
第31条	(要求水準書等の未達成)	10
第32条	(性能未達期間中の処理対象物の処理)	10
第33条	(性能未達期間中に生じる費用の負担)	11
第34条	(異常事態への対応)	11
第35条	(臨機の措置)	11
第36条	(処理対象物量)	12
第37条	(ごみ質)	12
第38条	(運営業務委託料等の支払)	12
第39条	(運営業務委託料の改定)	13
第40条	(運営業務委託料の減額又は支払停止等)	13
第41条	(受注者の債務不履行に対する是正期間)	13
第42条	(法令変更)	13
第43条	(不可抗力発生時の対応)	14
第44条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	14
第45条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除)	14
第46条	(本施設の改良保全)	14
第47条	(本事業終了時の取扱い)	15
第48条	(本事業終了時の引渡し条件)	15

第49条	(発注者の任意解除権)	16
第50条	(発注者の催告による解除権)	16
第51条	(発注者の催告によらない解除権)	16
第52条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	17
第53条	(発注者による一部解除権)	18
第54条	(受注者の催告による解除権)	18
第55条	(受注者の催告によらない解除権)	18
第56条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	18
第57条	(法令変更又は不可抗力の場合の解除)	18
第58条	(本運營業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	18
第59条	(違約金)	19
第60条	(発注者の損害賠償請求等)	19
第61条	(受注者の損害賠償請求等)	20
第62条	(損害賠償等)	20
第63条	(所有権)	21
第64条	(第三者への賠償)	21
第65条	(保険)	21
第66条	(協議会の設置)	21
第67条	(契約の変更)	21
第68条	(秘密保持)	21
第69条	(経営状況の報告等)	22
第70条	(株主への支援要請)	22
第71条	(遅延利息)	22
第72条	(補則)	22

個人情報等特記事項

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、基本契約及び**要求水準書等**（要求水準書、入札説明書、質問回答書を総称していう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、**本運營業務委託契約**（本約款並びに要求水準書等及び提案書と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本約款、要求水準書等、提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回ると発注者が認める場合は、提案書の記載が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の履行期間（以下「**履行期間**」という。）中、表記の履行場所に存する呉市次期ごみ処理施設（以下「**本施設**」という。）にて、要求水準書等及び提案書に示された本施設の運営に係る各業務（以下「**本業務**」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に表記の契約金額（以下「**運營業務委託料**」という。）を支払うものとする。
- 3 本運營業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本運營業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本運營業務委託契約で用いる用語は、本運營業務委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書及び要求水準書に定義された意味を有するものとする。
- 5 本運營業務委託契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「**運営開始日**」とは、令和12年4月1日又は発注者が別途通知した日をいう。
- (2) 「**質問回答書**」とは、発注者が令和[]年[]月[]日に公表又は通知した入札説明書等に関する質問への回答（第1回）、令和[]年[]月[]日に公表又は通知した対面的対話結果（議事録）及び入札説明書等に関する質問への回答（第2回）を総称していう。
- (3) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災（本施設に搬入される廃棄物に起因する火災は除く。）、騒乱、暴動その他自然的若しくは人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (4) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- (5) 「**提案書**」とは、入札説明書に従い受注者を設立した構成員を含む落札者が作成し発注者に提出した令和[]年[]月[]日付入札提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- 6 本運營業務委託契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本運營業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。
- 8 本運營業務委託契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本運營業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本運營業務委託契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに合意する。
- 11 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本運營業務委託契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運營業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の

責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(目的)

第2条 本運營業務委託契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める運営期間（以下「**運営期間**」という。）における各**事業年度**（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券等の提供

(3) 本運營業務委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「**保証事業会社**」という。）の保証

(4) 本運營業務委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 運営期間中、前項の保証に係る各事業年度の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「**保証の額**」という。）は、運營業務委託料の総額を20で除した額の10分の1以上の額（以下「**保証対象額**」という。）とする。

3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。

6 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 受注者は、基本契約及び本運營業務委託契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。なお、本運營業務委託契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等又は提案書に示す水準の未達は、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。

2 受注者は、法令、条例、規則、要綱等、本運營業務委託契約、要求水準書等及び提案書に基づ

き、本業務を誠実かつ適正に遂行しなければならない。

- 3 受注者は、本業務その他受注者が本運營業務委託契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。
- 4 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。
- 5 受注者は、本業務の遂行に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。
- 6 受注者は、要求水準書等に記載する基準値（ただし、提案書における自主規制値がこれを上回る場合は、提案書における当該数値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値の未達は、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。
- 7 受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、周辺地域の住民等から本事業に関する意見等を得た場合は、発注者と協議のうえ必要な措置を講ずるものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解及び協力を得るよう努力するものとする。
- 8 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行しなければならない。
- 9 受注者は、本業務の遂行に必要な限度でのみ、本施設内の備品等を無償で使用する事ができる。
- 10 受注者は、運営期間中、本施設内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 11 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、運營業務委託料に含まれているものとし、運營業務委託料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
- 12 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 13 受注者による本運營業務委託契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和25年法律第132号）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

（期間）

第6条 履行期間及び運営期間は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日までの期間
 - (2) 運営期間 令和12年4月1日から令和3年3月31日までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、基本契約第10条第3項の規定により、基本契約締結者間で、運営期間の始期の変更について合意された場合は、当該変更後の日をもって、運営期間の始期とする。
 - 3 前項の規定により、運営期間の始期が第1項第2号と異なるに至った場合も、運営期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者と受注者との協議により、運營業務委託料の変更を行うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第7条 受注者は、本運營業務委託契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本運營業務委託契約の規定に従って、本施設を稼働させ廃棄物等を処理するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「**特許権等**」という。）の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

2 受注者は、運營業務委託料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条第2項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。

(知的財産権)

第9条 本運營業務委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本運營業務委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。

2 受注者は、本運營業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、本運營業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本運營業務委託契約の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 前項に規定する著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

(1) 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）その他法令に基づく場合

(2) 呉市議会に提出する場合

(3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

(一括再委任等の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、第14条第1項第2号に規定する運転管理業務における運搬業務を第三者に委託し、

又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、業務の一部を第三者（提案書に基づいて再委任された構成企業も含むものとする。）に委任し、又は請け負わせようとするとき（当該第三者が当該業務をさらに別の者に委任し、又は請け負わせようとするときを含む。）は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による委任又は請負に関して、受注者に対して、当該委任又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。
- 5 第3項の規定による委任又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、受注者が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者（当該第三者が再度当該業務を委任し、又は請け負わせた別の者を含み、以下これらの者を「再委任先等」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（受注者に対する措置要求）

- 第11条** 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは再委任先等が、その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

（運営体制の整備）

- 第12条** 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び提案書に基づく本業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、本運營業務委託契約の終了まで、これを維持する。
- 2 受注者は、前項において確保した人員に対し、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、運営開始日における本施設の正式稼働に支障のないよう準備しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の訓練、研修等を完了した後、要求水準書等及び提案書に従い、本業務における総括責任者、業務管理者その他の業務担当者を設置して本業務の実施体制を整備し、発注者に対して、整備した実施体制につき届出を行うものとする。
 - 4 発注者は、前項の届出を受領した後、本業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び提案書に従った実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該本業務の実施体制を確認することができる。

（緊急時の組織体制の整備等）

- 第13条** 受注者は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 受注者は、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体制を整備した上で、発注者に報告するものとする。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、訓練の開催については、事前に

本施設の関係者等に連絡し、参加について協議する。

- 4 本施設において事故が発生した場合、受注者は、緊急時の対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

(本業務の範囲)

第 1 4 条 本業務の範囲は次の各号に掲げる業務とし、細目は要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

- (1) 受付管理業務
 - (2) 運転管理業務
 - (3) 用役管理業務
 - (4) 維持管理業務
 - (5) 熱利用管理業務
 - (6) 搬出管理業務
 - (7) 情報管理業務
 - (8) その他業務
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
 - 3 受注者は、建設事業者が実施する本施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

(指定公金事務取扱業務及び指定納付受託業務)

第 1 5 条 発注者は、受注者に対し、前条第 1 項第 1 号に規定する受付管理業務の一部として、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項及び第 2 3 1 条の 2 の 2 の規定に基づき、運営期間中に本施設に搬入される直接搬入ごみに関する一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託する。

- 2 受注者は、前項に規定する手数料の徴収事務を行うに当たり、発注者から指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けなければならない。指定を受けるに当たり、受注者は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条及び第 1 5 8 条に規定する要件を満たすとともに、指定の手続きに必要な書類等を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定に基づき徴収した手数料を、その詳細を示す計算書を添えて、発注者が指示する金融機関等に入金しなければならない。
- 4 発注者は、必要があると認める場合には、第 1 項の規定に基づき受注者に委託した徴収事務に関して、受注者を検査することができる。

(業務範囲の変更)

第 1 6 条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって第 1 4 条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う運営業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本運営業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第 1 7 条 受注者は、本業務の内容が本運営業務委託契約、要求水準書等若しくは提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改

善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、運営期間又は運営業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等)

第 18 条 建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の実施にかかる業務については、受注者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 受注者は、建設事業者と協力して運営事業開始の準備を行うとともに、受注者の従業者（再委任先等の従業者を含む。）をして、建設事業者から必要な教育訓練を受講させるものとする。

(車両・重機等)

第 19 条 運営業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両・重機等に係る燃料費及び維持管理費等は、受注者の負担とする。

(住民対応)

第 20 条 受注者は、常に適切に本業務を遂行し、要求水準書等及び提案書に従って、運営期間を通じて、本施設の適切で地域と一体となった運営を行うことにより周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書に従って、本施設、本施設の運営及び本施設の維持管理等に関する周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行うものとする。

(災害発生時などの協力)

第 21 条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に最大限の協力を行う。その場合、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。

(資源物等及び余熱に係る取扱い)

第 22 条 第 14 条第 1 項第 2 号に規定する運転管理業務において発生する資源物等の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、焼却施設の運転に伴い発生した焼却灰、飛灰等を施設内に適正に貯留した後、本市に引き渡す。なお、その際、受注者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
 - (2) 粗大ごみ処理施設に搬入され、選別された資源物（金属類）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
 - (3) 受注者は、粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみ（リチウムイオン電池、未処理のスプレー缶等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬する。
- 2 第 14 条第 1 項第 5 号に規定する熱利用管理業務において発生する余熱の有効利用に係る取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 受注者は、焼却施設を運転することによって発生する熱を利用して発電等を行い、本施設内

で有効利用、周辺公共施設への供給を行うとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。

- (2) 受注者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を得るため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結し、当該契約に係る費用を負担する。
- (3) 発注者は、運営期間を通じ、電気事業者と売電に係る契約を締結するものとし、売却によって得られた収入は、発注者に帰属するものとする。受注者は売電に係る計画、実績等のデータ提供に協力する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、受注者は、余剰電力の売却に必要な作業を行うとともに、余剰電力量の向上に努めるものとする。
- (5) 発注者の要望によって、本施設の設備及び機器が変更される等の理由により電力使用量に増減が生じた場合、発注者は、当該増減に係る責任を負い、必要に応じて運營業務委託料を変更する。
- (6) 発注者と受注者は、提案書において提案された余剰電力量が遵守されているかについて、運営期間中の各年度に一度、当該年度の処理量及び処理対象物の一定期間のごみ質を踏まえ、別紙1に規定する方法により、協議を行い決定する。
- (7) 発注者と受注者は、提案書において提案された電力の地産地消事業の実施について、運営期間の始期までに協議を行うものとする。

(搬入不適物に係る取扱い)

第23条 受注者は、第14条第1項第2号に規定する運転管理業務の一業務として、要求水準書等及び提案書に従って搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に搬入不適物がないことを確認しなければならない。

- 2 受注者は、本施設に搬入される処理対象物について、善良なる管理者の注意義務を持って搬入不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除する。
- 3 受注者は、搬入された廃棄物等の中から搬入不適物を発見した場合、摘出のうえ、本市に報告し、本市の指示に従う。
- 4 本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。ただし、本処分場で埋立てできない搬入不適物は、適正に保管した後、本市に引き渡す。なお、本市に引き渡す際には、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- 5 搬入不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者の責めに起因するものについては、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者における帰責性の所在及び割合に応じて、第33条第1項又は第2項の規定に基づき、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者が負担し、不可抗力に起因するものについては、第33条第3項ただし書及び第44条の規定に従う。上記のいずれによっても追加費用の負担につき決することができない場合、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

(業務の基準等)

第24条 受注者は、運営期間中、環境影響評価、公害防止基準、環境保全関係法令等を遵守して、本業務を遂行しなければならない。

- 2 受注者は、次条に規定する発注者の承諾を得た運営マニュアル、運営計画書及び運營業務実施計画書に基づき、本業務を行う。

(運営マニュアル及び運營業務計画書等の作成)

第25条 受注者は、運営開始日の30日前までに、要求水準書等に従って運営マニュアルを作成し、発注者に提出して、発注者の承諾を受けなければならない。

2 受注者は、前項に定める発注者の承諾を受けた運営マニュアルを踏まえ、要求水準書等に定める提出期限までに運営計画書及び運営業務実施計画書（以下「**業務計画書等**」という。）を作成して、発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

3 受注者は、運営マニュアル及び業務計画書等の変更又は更新を行う場合には、事前に発注者の承諾を得るものとする。

4 受注者は、本施設について要求水準書等に示す性能を維持し、運営するため、また、本業務を円滑に行うため、常に運営マニュアル及び業務計画書等を適正なものにするよう努めるものとし、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を発注者に提出する。

5 発注者は、運営マニュアル又は業務計画書等について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合は、受注者に対して適宜変更・修正を求めることができる。

6 受注者は、本業務の結果が要求水準書等を満たさないときに、単に運営マニュアル及び業務計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

7 発注者は、運営マニュアル及び業務計画書等の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（業務報告書）

第26条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「**業務報告書**」という。）を作成し、それぞれ要求水準書等に定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、発注者と受注者とで協議により定めるものとする。

2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務マニュアルに従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内に運営期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

（発注者による業務遂行状況のモニタリング）

第27条 発注者は、別紙2記載のモニタリング実施要領等に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングを行う。

2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。

4 発注者は、第1項の規定に基づく本事業の遂行状況等の確認を行ったことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（本施設に係る計測）

第28条 受注者は、運営期間中、自己の負担において、要求水準書等、運営マニュアル及び業務計画書等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

2 受注者は、別紙3に規定する計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施する。発注者は、事

前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

- 3 発注者は、前2項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が、別紙4に規定する要監視基準値に近い値を示し、要監視基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受注者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値に応じて決定するものとする。

(要監視基準値の未達成)

第29条 第27条によるモニタリング又は前条の計測等の結果、別紙4に示す**要監視基準値**(要求水準書に規定された要監視基準値をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、原因の究明に努め、必要に応じて要求水準書を達成するよう本施設の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、協議により、本施設の稼働状況に応じて、要監視基準値を見直すことができる。

(停止基準値の未達成)

第30条 第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、別紙4に示す**停止基準値**(要求水準書に規定された停止基準値をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、直ちに停止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

(要求水準書等の未達成)

第31条 第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、前2条に規定する項目以外の項目等について、受注者による本業務の遂行が要求水準書等若しくは提案書又は運営マニュアルに定める水準を満たしていないことが判明した場合は、発注者は、受注者に対して、別紙2記載のモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する要求水準書等に定める報告又は記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。

- 2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、受注者に本施設の運転の停止を指示することができる、受注者は、これに従わなければならない。
- 3 第1項において要求水準書等の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて運營業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(性能未達期間中の処理対象物の処理)

第32条 運営期間中、本施設の運転停止又は処理能力の低下が発生した場合、受注者は、本施設の受入供給設備において処理対象物の受入れを継続するものとする。ただし、本施設に搬入された処理対象物が受入設備において受入可能な貯留量を超えるおそれが生じた場合、受注者は、発注者に対し、速やかにその旨通知する。発注者は、受入可能な貯留量を超えた処理対象物を処理し得る他の廃棄物処理施設(以下「**緊急代替処理施設**」という。)を確保して、処理対象物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者のかかる代替処理に対して、最大限の協力を行

う。

(性能未達期間中に生じる費用の負担)

第33条 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第38条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行うほか、代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入不適物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び受注者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。ただし、受注者が善管注意義務に違反したことに起因して発生又は拡大した損害のうち受注者の帰責性の割合に相当する部分については、受注者の負担とする。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合（搬入管理（処理対象物に含まれる搬入不適物の排除作業等を含む。）を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。）、それにより生じる追加費用及び責任は受注者が負担する。発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第38条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行う（ただし、運營業務委託料の減額及び本運營業務委託契約の解除に関する手続は、第40条及び第49条から第51条までの定めに従う。）。発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入不適物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び発注者に生じた損害は受注者が負担する。
- 3 不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第38条第2項による控除を受けた固定費とする。）及び変動費の支払を行う。ただし、発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる処理困難物の排除作業に係る追加費用及び本施設の運転再開のための修理費については、第44条の規定に従う。

(異常事態への対応)

第34条 受注者は、本業務の履行に際して、本施設の故障、停止基準値の未達、不可抗力による損害発生その他要求水準書等に定める水準の未達等々の事態（以下総称して又は個別に「**異常事態**」という。）が発生したときは、要求水準書等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 受注者は、本施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 本施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前2項の規定を準用する。

(臨機の措置)

第35条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、第5項に規定する自己の費用負担か否かに関わらず、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 異常事態の発生等のため、本施設の運転停止の状態に陥った場合、本施設に搬入される処理対象

物は、次の各号に掲げるとおり受注者が処理を行うものとする。ただし、発注者が異常事態の改善又は復旧が困難であると合理的に判断する場合、発注者は、本運營業務委託契約を解除することができる。

- (1) 受入供給設備に廃棄物等を受入れ、本施設の運転が再開するのを待つものとする。
 - (2) 処理対象物が受入供給設備の貯留可能容量を超えることが予想される場合、法令の範囲内で発注者の指定する緊急代替処理施設等まで持ち込むものとし、本施設の運転が再開するのを待つものとする。
 - (3) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行うものとする。
- 4 発注者は、事故、災害防止その他本施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 5 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第44条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(処理対象物量)

第36条 本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。

(ごみ質)

- 第37条** 処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運營業務委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。
- 2 計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。
- 3 前項に規定する以外の処理対象物の性状に係る項目の変動による運營業務委託料の見直しは行わない。
- 4 本施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。
- 5 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、本運營業務委託契約に基づき、発注者と受注者が協議して定める。
- 6 受注者は、前2項の規定に基づき得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(運營業務委託料等の支払)

- 第38条** 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙5記載の算定方法に従い、運營業務委託料を支払う。当該運營業務委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、運營業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者が本施設の運転を停止した場合、発注者は、理由の如何にかか

わらず、運營業務委託料から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。

3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、運營業務委託料の支払に当たり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を運營業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。

4 受注者は、運營業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（運營業務委託料の改定）

第39条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙5記載のとおり運營業務委託料を改定できる。

（運營業務委託料の減額又は支払停止等）

第40条 第27条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、本業務について要求水準書等及び提案書に定める内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙2に定めるところに従って運營業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応する運營業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た運營業務委託料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た運營業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

（受注者の債務不履行に対する是正期間）

第41条 発注者は、要求水準書等に特に規定がある場合のほか、受注者の責めに帰すべき事由により本施設の正常な運営ができなくなったときは、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断される場合を除き、受注者に改善のための是正期間を与える。

2 前項の是正期間を経過した後であっても、合理的な理由があると発注者が判断する場合には、発注者は、受注者と協議のうえでは是正期間の延長を認める。

（法令変更）

第42条 運営期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細

2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本運營業務委託契約の変更その他の報告された事態に対する本運營業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から30日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおり

とする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの。

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第57条の規定に従う。

(不可抗力発生時の対応)

第43条 運営期間中に不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第44条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用（本施設の復旧に要する費用を含む。以下同じ。）が発生した場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、不可抗力への該当性の判定、本運営業務委託契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本運営業務委託契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙6に記載する負担割合によるものとする。

4 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第57条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第45条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合、受注者は、当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。

2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を、運営業務委託料から減額することができるものとする。

(本施設の改良保全)

第46条 発注者及び受注者は、運営期間中、本施設の運営業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合、当該技術革新等に基づく新しい技術又は手法等（以下「**新技術等**」という。）の導入について検討し、本施設の改良保全提案を行うものとする。

2 前項の検討に係る費用は、受注者が負担する。ただし、発注者が負担することが合理的と発注者

が認める費用については、発注者が負担する。

- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運營業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運營業務委託料の減額について協議するものとする。

(本事業終了時の取扱い)

第47条 発注者は、運営期間満了日の36か月前から、本事業終了後の本施設の運営方法について検討し、本事業終了後の本施設の運営の継続にかかる協議について受注者に申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出に応じて、発注者と受注者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うものとし、本運營業務委託契約の継続及び受注者又は受注者以外の第三者に委任するために必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受注者は、発注者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。
- 3 発注者が本事業終了後における本施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、発注者は、本運營業務委託契約の継続等に関して受注者に協議を申し出ることができる。この場合、受注者は、発注者との協議に応じなければならないものとする。
- 4 前項の規定による協議の結果、受注者が運営期間満了後において本施設の運営を継続することとなった場合、受注者は、運営期間満了日の12か月前までに、運営期間満了時の翌事業年度に係る事業の実施計画を発注者に提出するものとする。また、当該協議の結果にかかわらず、受注者は、次の各号に係る情報及び資料を含む発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない（提出期限は運営期間満了日の12か月前を目途とする。）。
 - (1) 人件費
 - (2) 運転経費
 - (3) 維持補修費（点検、検査、補修・更新費用）
 - (4) 用役費
 - (5) 運営期間中の財務諸表
 - (6) その他必要な経費
- 5 運営期間満了日の12か月前までに前項の規定による本運營業務委託契約の継続に係る合意が整わない場合には、本運營業務委託契約は、運営期間満了日をもって終了するものとする。
- 6 この条の規定に基づき本運營業務委託契約の継続が行われる場合には、継続する期間の運營業務委託料は、運営期間中の運營業務委託料に基づき決定するものとするが、当該委託料を含め、必要な契約の変更を行うものとする。

(本事業終了時の引渡し条件)

第48条 運営期間が満了し、かつ、前条の規定に基づく本運營業務委託契約の継続が行われなかった場合、受注者は、本運營業務委託契約に基づき、本施設を発注者に引き渡す。

- 2 受注者は、本施設が運営期間終了後も2年間は適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態であることを確認したうえで、発注者に引き渡す。
- 3 発注者は、要求水準書等に規定する運営期間満了時における本施設の状態を満足していることを確認するため、運営期間満了日前に、本施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 4 受注者は、要求水準書等の規定に従い、運営期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による全機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。
- 5 受注者は、前項の規定に基づく全機能検査の結果、本施設が要求水準書等に規定する運営期間満了時における施設の状態を満足していないことが判明した場合には、受注者の責任及び費用負担

において、本事業終了後 1 2 か月の間に必要な補修を実施し、発注者の確認を受けなければならない。

- 6 運営期間満了後 1 年の間に、本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達成が発生した場合には、受注者は自己の費用により改修等必要な対応を行わなければならない。この規定は、本運営業務委託契約が終了した後においても適用する。
- 7 本施設の引き渡し条件は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の任意解除権)

第 4 9 条 発注者は、履行期間中、次条又は第 5 1 条の規定によるほか、必要があるときは、本運営業務委託契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本運営業務委託契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 5 0 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本運営業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運営業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 本業務の実施その他本運営業務委託契約の履行に関し、要求水準書等又は提案書において履行期限が定められているときに、当該履行期間までにこれを完了しないとき又は完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 本運営業務委託契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。
- (4) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
- (6) 発注者が請求した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 6 5 条の定めに従って保険契約を締結しないとき又はこれを維持しないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本運営業務委託契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 5 1 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本運営業務委託契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が第 7 条第 1 項の規定に違反して運営業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 受注者が本運営業務委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が第 4 1 条の規定に基づき、受注者に対して是正期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (4) 受注者が本運営業務委託契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により、本運営業務委託契約上の受注者の義務の履行が不能と

なったとき。

- (6) 受注者が本運營業務委託契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
- (8) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき又は第三者により申立がなされたとき、若しくは受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、本運營業務委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本運營業務委託契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (12) 受注者が**暴力団**（呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、**暴力団員**（呉市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、**暴力団関係者**（呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領第2条第2号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる者に運營業務委託料債権を譲渡したとき。
- (13) 受注者が第54条又は第55条の規定によらないで本運營業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (14) 本運營業務委託契約に関して次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - イ 受注者が独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する罪を犯し、その刑が確定したとき。
- (15) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア **役員等**（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員又は暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ アからウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (16) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (17) 基本契約第8条第3項の規定に基づき、事業契約が解除されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注

者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者による一部解除権)

第53条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本運營業務委託契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

2 発注者が、前項に基づき本運營業務委託契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従って当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

(受注者の催告による解除権)

第54条 受注者は、発注者が本運營業務委託契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本運營業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第55条 受注者は、第16条の規定により業務範囲を変更したため運營業務委託料が3分の2以上減少したときは、直ちに本運營業務委託契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第57条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運營業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運營業務委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの運營業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(本運營業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

第58条 本運營業務委託契約が解除された場合、本運營業務委託契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

2 受注者は、本運營業務委託契約が終了する場合又は終了した場合（期間満了による終了及び解除による終了を含む。以下この条において同じ。）で、発注者が本施設に関する業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、発注者が行う本業務を継承する事業者（以下「**後任事業者**」という。）の選定に協力するとともに、後任事業者に対して本施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。

3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、本運營業務委託契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする。

4 受注者は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する修繕が終了したことを発注

者が認めたときは、発注者が指定する期日までに、発注者に本施設を引き渡す。

- 5 発注者は、第3項の規定に基づき本運營業務委託契約の終了後において本業務を継続した場合、別紙5に準じて算定した運營業務委託料を、受注者が後任事業者への引継ぎを終了するまでの期間につき、受注者に支払う。この場合の支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。
- 6 発注者は、第1項の場合、本施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、本施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者は、その責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、基本性能の不充足が、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とし、不可抗力に起因する場合には、第44条の規定に従う。
- 7 受注者は、本運營業務委託契約の終了に際して、本施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委任し、又は請け負わせた再委任先等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し、又は処分すべき旨を指示することができる。
- 8 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。受注者は、この場合、発注者による処置について異議を申し出ることができず、また、発注者による処置に要した費用を負担しなければならない。
- 9 受注者は、第2項及び第3項に規定する本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。

（違約金）

- 第59条** 受注者が第51条第14号のいずれかに該当したときは、発注者が本運營業務委託契約を解除するか否かに関わらず、受注者は、発注者の請求に基づき、運營業務委託料（本運營業務委託契約締結後、運營業務委託料の変更があった場合には、変更後の運營業務委託料。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第60条** 発注者は、受注者が本運營業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、解除の日又は受注者が第2号の状態であると発注者が認めた日から運営期間満了日までの残期間に係る運營業務委託料（要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）の10分の1に相当する金額又は年間運營業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運營業務委託料とし、要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として発注者の指

定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第50条又は第51条の規定により本運營業務委託契約が解除されたとき。
 - (2) 履行期間中に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本運營業務委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 6 第2項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第2項に定める違約金の額を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 7 第1項、第2項及び前項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であった全ての構成員に対して違約金及び損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第61条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第54条又は第55条の規定により本運營業務委託契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（損害賠償等）

- 第62条** 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 本運營業務委託契約に定める運營業務委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運營業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

(所有権)

第63条 本施設（更新された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他、本施設に関していかなる権利も有しない。

2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本施設を運営期間中無償で使用させる。

(第三者への賠償)

第64条 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、次条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第65条 受注者は、本業務の遂行にあたって、運営期間の全期間にわたり、別紙7記載の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がある旨を受注者に通知した場合は、この限りでない。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。

2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

(協議会の設置)

第66条 発注者と受注者は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置することができる。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

2 発注者と受注者は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第67条 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本運營業務委託契約の規定を書面にて合意することにより、変更することができるものとする。

(秘密保持)

第68条 発注者及び受注者は、本運營業務委託契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本運營業務委託契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本運營業務委託契約に別段の定めがある場合を除いては、事前に相手方の承諾なしに第

三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から受領した時に公知である情報
- (2) 相手方から受領する前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方から受領した後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 相手方から受領した後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 相手方から情報を受領した当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び受注者が本運營業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 この条に定める秘密保持義務は、本運營業務委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(経営状況の報告等)

第69条 受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

第70条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じるおそれがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(遅延利息)

第71条 受注者は、本運營業務委託契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における支払遅延防止法の率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における支払遅延防止法の率の遅延利息の額を超えないものとする。

(補則)

第72条 本運營業務委託契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(基本的事項)

第1条 受注者は、運營業務の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「**個人情報等**」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、運營業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本運營業務委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、運營業務の処理に従事する者（以下「**業務従事者**」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本運營業務委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「**漏えい等**」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「**作業場所等**」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「**個人情報等資料**」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、運營業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 受注者は、運營業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用

してはならない。

(提供の制限)

第8条 受注者は、本運營業務委託契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て運營業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、運營業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第9条 受注者は、運營業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、運營業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者（以下「再受託者」という。）と書面により約定しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 契約期間が1年以内の場合

(2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合

- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。本運營業務委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等資料の返還等)

第12条 受注者は、運營業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は本運營業務委託契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は

受注者の個人情報等の取扱いが不相当であると認められるときは、本運營業務委託契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

別紙1 提案された余剰電力量の達成状況の確認に係る協議（第22条）

1. 各年度終了時に、発注者は、当該年度において受注者に処理を委託した処理対象物の質等が計画範囲内であることを確認する。
2. 受注者は、当該年度の実稼働条件、提案売電電力量、電力収支及び発電効率を算出して、発注者に報告する。
3. ここで、実売電電力量が、様式第16号-3-1（別紙1及び2）の提案売電電力量を10%以上下回っていることが確認された場合には、受注者の責任と費用において、原因究明調査を行うものとする。原因究明調査の結果をもとに、発注者と受注者との協議を行い、受注者の責めに帰すべき事由による売電電力量の未達成分を算出する。また、当該実売電電力量の低下が、受注者の責めに帰すべき事由による場合には、受注者の責任と費用において、改善策を立案し、発注者の承諾を得た上で、改善措置を行うこととする。
4. なお、設計・施工期間中において、設計内容と提案書に示された仕様に乖離が生じ、その乖離により、年間売電電力量に影響が生じる場合には、発注者、受注者及び建設事業者の3者協議によって、その内容を明らかにする。協議の結果、3者の合意が得られた場合には、提案書に提示された算定条件等を修正することができる。なお、この3者協議は、運営開始日までに行う。

別紙2 モニタリング実施要領等（第27条、第31条、第40条）

〔入札説明書別紙6に基づき記載する。〕

別紙3 計測項目及び計測頻度（第28条）

【詳細は、事業者提案に基づき記載する。】

区 分		計測地点	項 目	頻 度	
				稼動初期	安定操業期
ごみ処理	ごみ質	受入れ・供給設備	物理組成、化学組成、三成分、発熱量、単位容積重量、バイオマス比率※	1回/月	1回/月
			元素組成	1回/年	1回/年
	搬入量	受入れ・供給設備	日量	都度	都度
	処理量	燃焼設備	日処理量	都度	都度
	温度	燃焼設備	燃焼ガス温度	連続	連続
		排ガス処理設備	集じん器入口ガス温度	連続	連続
ばいじん・灰	飛灰処理物	飛灰処理設備	鉄、アルミ	1回/年	1回/年
			日発生量	都度	都度
			重金属含有量及び溶出試験（8項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1、4-ジオキサン）	4回/年	2回/年
	飛灰	飛灰処理設備	ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			日発生量	都度	都度
環境	排ガス	煙突	熱しゃく減量、水分、未燃分、不燃物、灰分測定	1回/月	1回/月
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			重金属含有量及び溶出試験（8項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1、4-ジオキサン）	4回/年	2回/年
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
	作業環境	炉室	ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			粉じん	4回/年	2回/年
			粉じん濃度	4回/年	2回/年
			粗大ごみ処理施設のプラットホーム、直接搬入車両用受入・手選別ヤード廻りで人が常時作業する箇所	4回/年	2回/年
			粉じん濃度	4回/年	2回/年
	粉じん	排気口出口	粉じん濃度	4回/年	2回/年
	再利用水、下水道放流水	排水処理設備（有機、無機）	流量	連続	連続
			各種法及び条例で定める項目及び頻度		
	騒音	敷地境界		4回/年	2回/年
	居室騒音基準	粗大ごみ処理施設内の監督員の指定する場所		4回/年	2回/年
	振動	敷地境界		4回/年	2回/年
	悪臭	敷地境界		4回/年	2回/年
		排出口		4回/年	2回/年

別紙４ 本施設の要監視基準及び停止基準（第２８条、第２９条、第３０条）

【詳細は事業者提案に基づき記載する。】

物質		運転 基準値	要監視基準		停止基準（管理基準値）	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N			１時間平均値が基準値を超過した場合、焼却施設の監視を強化し改善策の検討を開始し、必要に応じ改善策を実施する。	0.01	１時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに運転を停止する。
塩化水素	ppm				80	
硫黄酸化物	ppm				20	
窒素酸化物	ppm				50	
水 銀	μg/m ³ N			定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、焼却施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。また、直ちに追加計測を実施する。	30	定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、直ちに３回以上の追加計測を実施する。初回の計測結果を含めた計４回の計測結果のうち、最大値及び最小値を除く平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに運転を停止する。
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	—		定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、焼却施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。また、直ちに追加計測を実施する。	0.05	定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、速やかに運転を停止する。

別紙 5 運営業務委託料（第 38 条、第 39 条、第 58 条）

[入札説明書別紙 2 に基づき記載する。]

別紙6 不可抗力の場合の費用分担（第44条）

1. 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
 - （1） 運營業務委託料を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
 - （2） （1）を超える額は、発注者の負担とする。
2. 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
3. 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第65条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

【詳細は事業者提案に基づき記載する。】

1. 第三者賠償責任保険

- 付保対象 : 本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
- 付保期間 : 運営期間
- 保険金額 : 提案による
- その他 : 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

2. 機械保険

- 付保対象 : 提案による
- 付保期間 : 運営期間
- 保険金額 : 提案による

※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく受注者の提案によるものとする。